

---

# 災害法制における福祉の位置づけと その他の被災者支援の検討課題についての私案

大阪公立大学 大学院文学研究科・文学部 地理学教室 准教授

菅野 拓

2024年8月7日

内閣府「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ(第3回)」

## 1. 能登半島地震の課題と継続する被災者支援の混乱

### 2024年1月1日の能登半島地震の被害様相

### 熊本地震をはるかに超える規模、困難な支援オペレーション

#### ■ 半島部ゆえの移動ルートの寸断と上下水道の壊滅的被害

- 物資輸送の困難と多数の孤立集落
- 支援者の拠点確保の困難

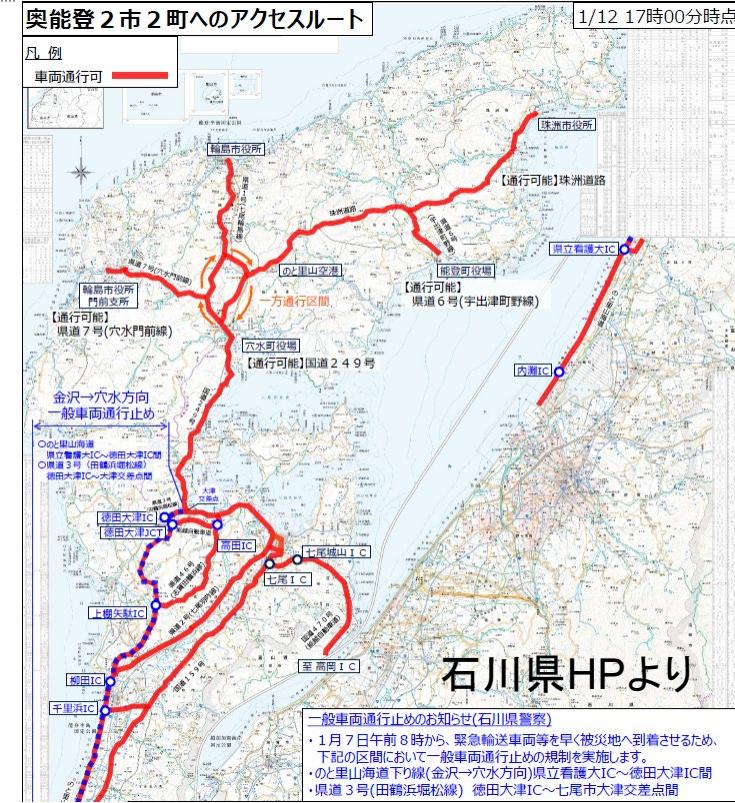
#### ■ 厳寒期の避難生活

- 災害関連死増大の懸念
- 見通しが立たない中での避難生活

#### ■ 長期化し把握が困難になる広域避難

- 県南部や県外への1.5次避難(トリアージ)や2次避難
- 多数の「みなし仮設」と遅れて建つ半島部のプレハブ仮設住宅

#### ■ 人口減少局面で持続可能な支援・復旧メニューの少なさ



## 1. 能登半島地震の課題と継続する被災者支援の混乱

# 少子高齢化した社会における災害時の広域避難とケア、人口減少局面での支援・復旧メニュー

### ■ 広域避難

- 貧弱な広域避難の法規定(災対法 第六十一条の四～第六十一条の八)
- 広域型の被災者台帳の未整備
- 被災者からのICTを通じた情報発信手法の未整備

### ■ ケア

- 災害救助法に福祉の規定がない
- 社会保障に被災者支援の規定がほとんどない
- 未だ脆弱な災害派遣福祉チーム(DWAT/DCAT)
- 在宅避難者把握のための体制の平時からの未整備

### ■ 広域避難・ケア共通

- 被災者支援(災害ケースマネジメント)体制の平時からの未整備

### ■ 人口減少局面での支援・復旧メニュー

- 被災地での緊急的な雇用創出、多様な恒久住宅供給手法、持続可能性の観点からの復旧事業選択

1. 能登半島地震の課題と継続する被災者支援の混乱

## 高度成長したはずなのに被災者支援は混乱し続ける



1930年の北伊豆地震の避難所

毎日フォトバンクより提供

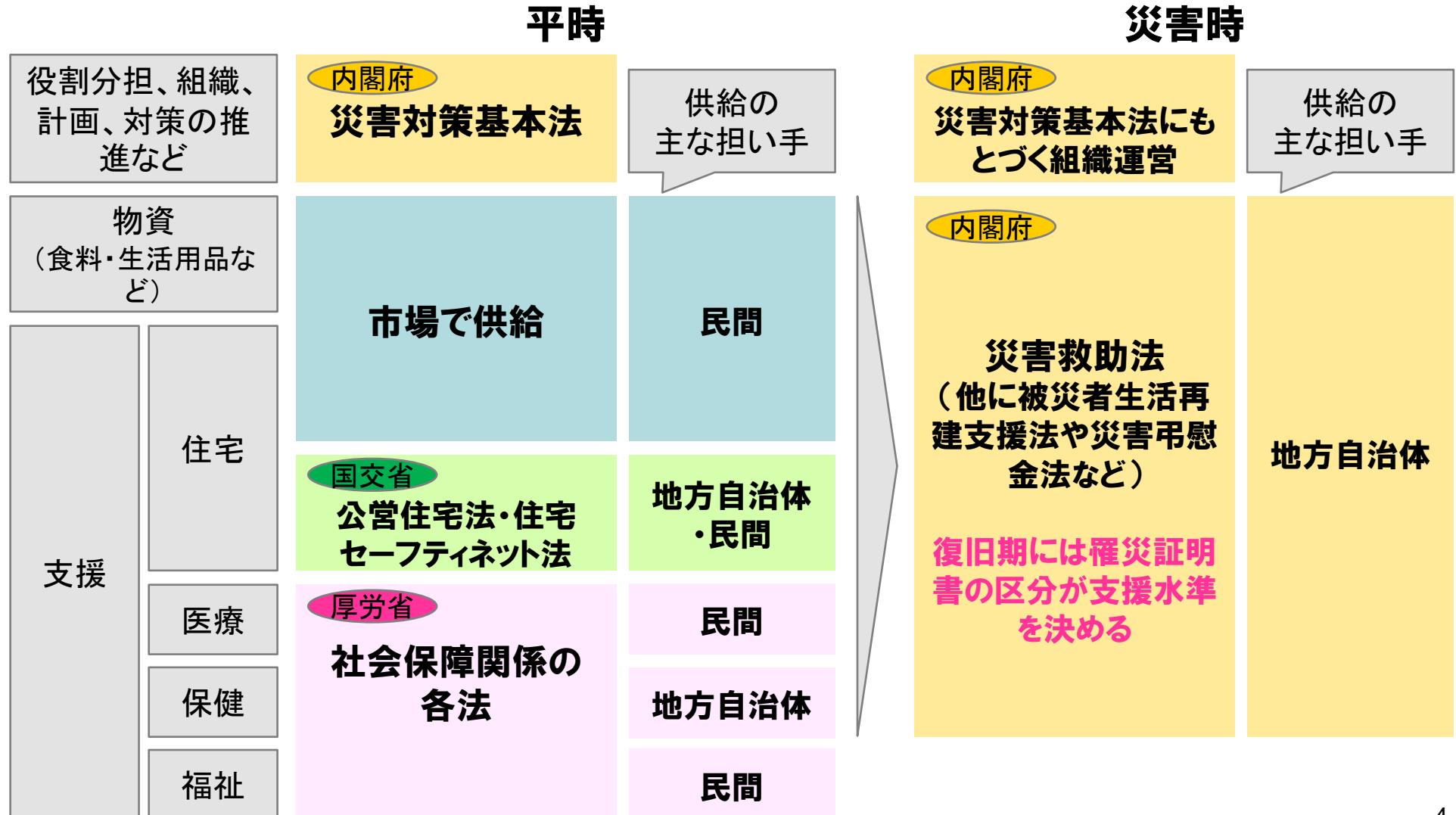


2016年の熊本地震の  
避難所

松川杏寧氏より提供

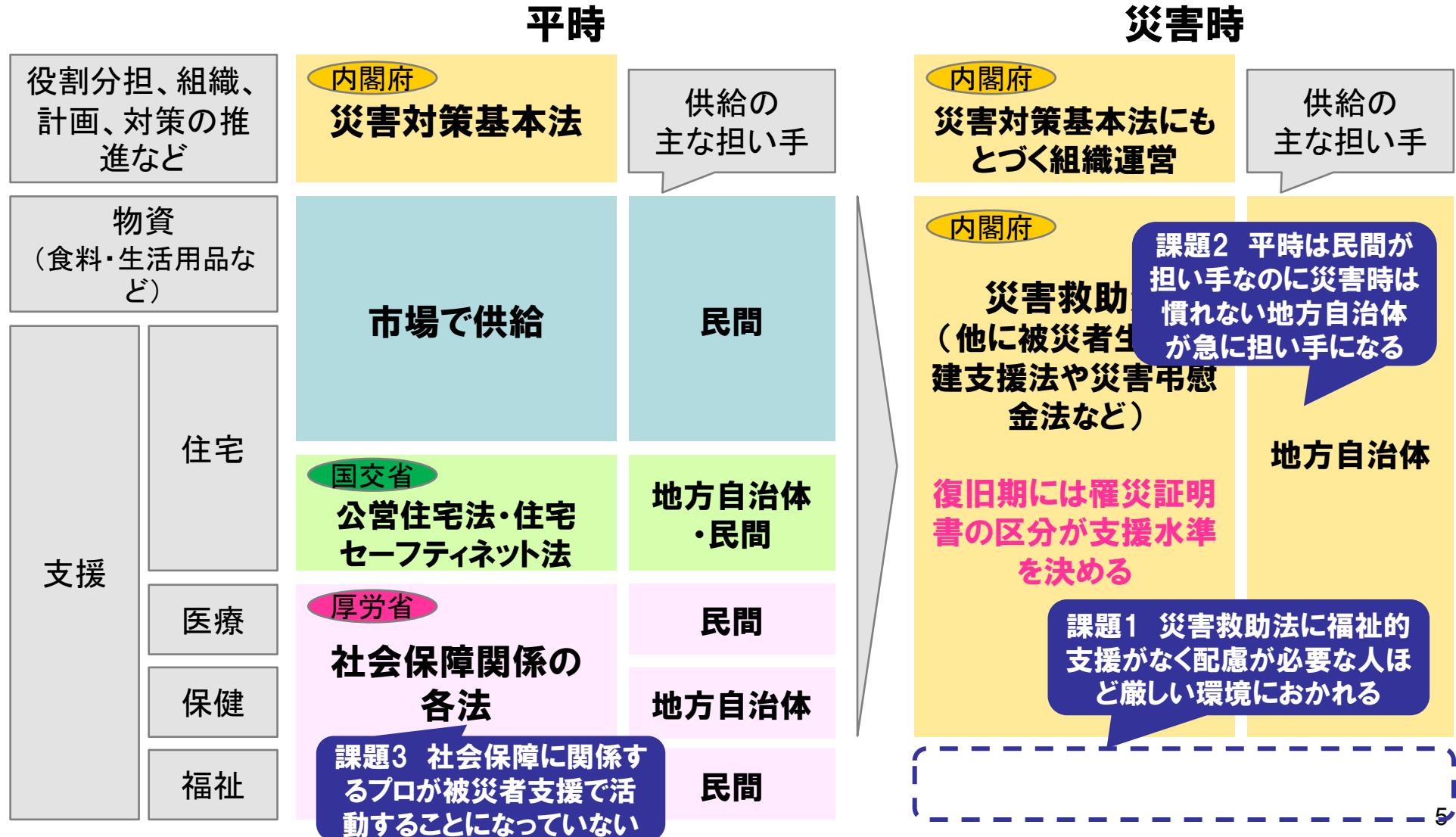
## 2. 現在の被災者支援の構造

# 平時・災害時の被災者支援にかかる法律と財・サービス供給の担い手



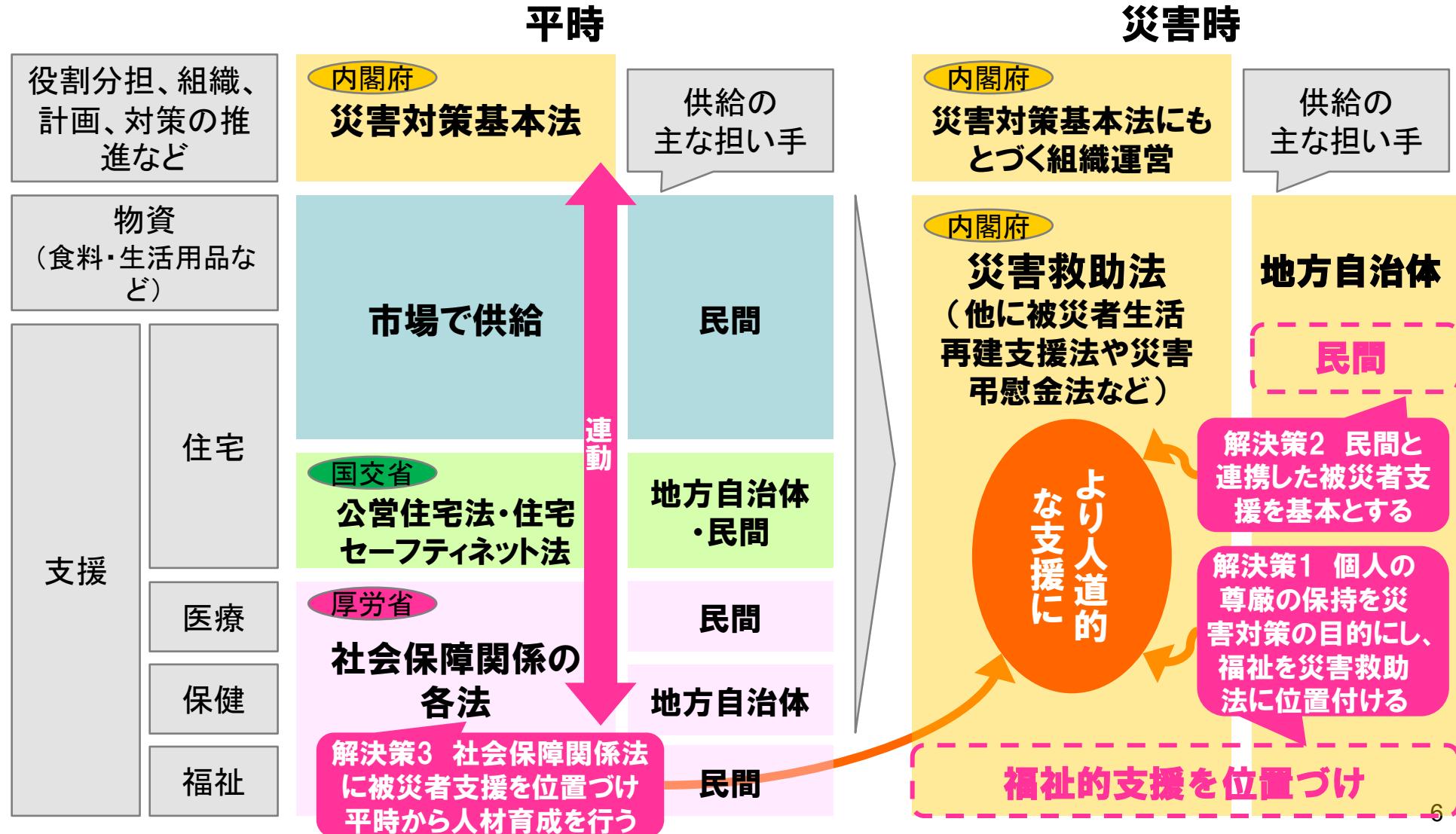
### 3. 構造的課題

社会的課題としての災害の特徴は「ある地域にたまにしか来ない」：平時に民間が関与＝行政が慣れない財の供給で混乱



#### 4. 解決のための基本的考え方

## 平時・災害時の被災者支援にかかる法律と財・サービス供給の担い手のあるべき姿：餅は餅屋の災害対応

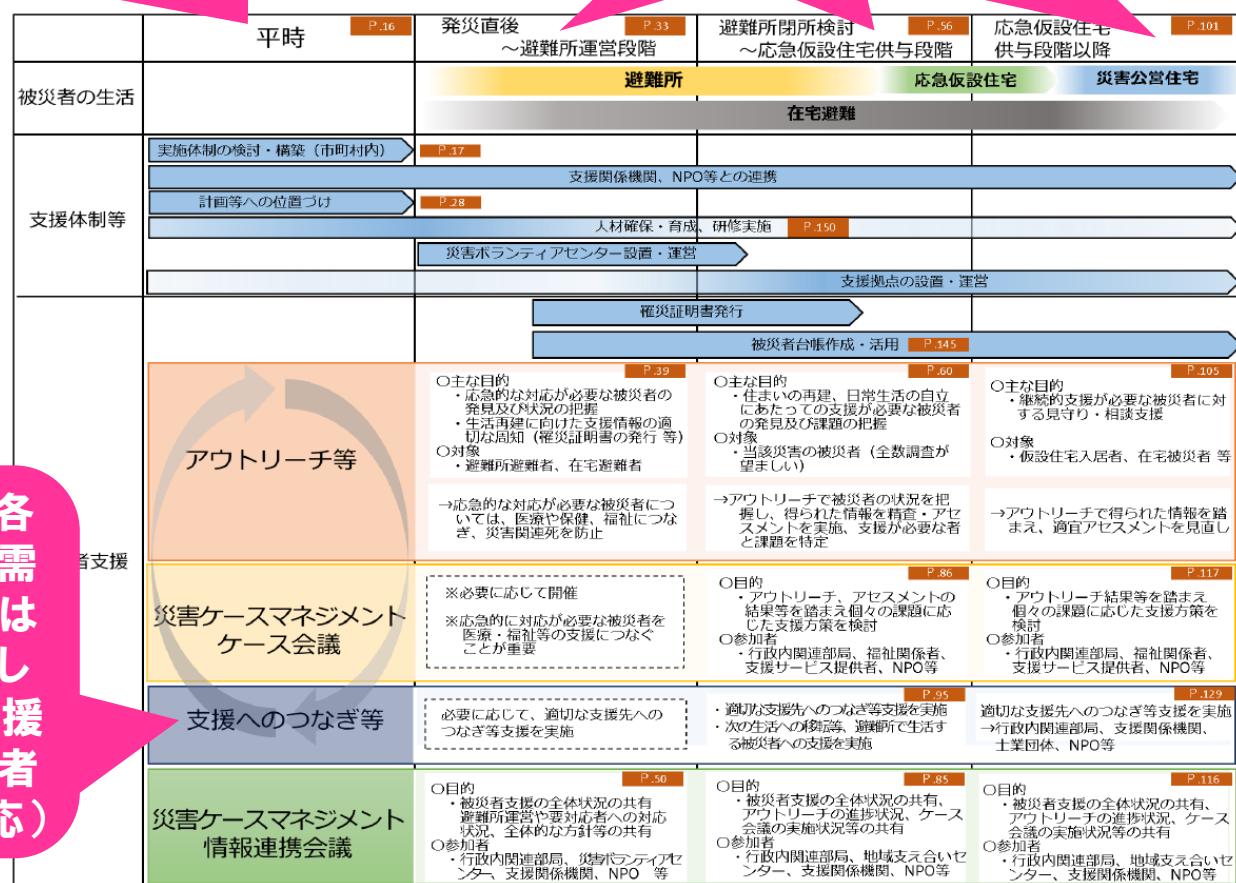


## 5. 災害法制における福祉の位置づけ私案

平時の体制整備は社会保障関係法、災害時は災害救助法で  
災害ケースマネジメントを実施し、つなぎ先の増強は激甚法

社会福祉法などに災害ケースマネジメントの体制整備を位置づけるとともに、災害に備え平時から福祉サービスの量・質を増強し訓練すること

すべての段階の災害ケースマネジメントは  
災害救助法で実施(DWAT等による在宅被  
避難者への初期の訪問を含む)



つなぎ先として利用される各種相談支援や入所施設の需要増加や災害時特殊費用は激甚災害法の補助対象として位置づけ(入所施設の応援に入るDWAT等、外部支援者の費用は災害救助法で対応)

## 5. 災害法制における福祉の位置づけ私案

# 個人の尊厳の保持を災害対策の目的にし、福祉を災害救助法に位置付ける

1. 災害時に被災者的人権が尊重される状況とするため、災害対策基本法の目的として社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に並び、「個人の尊厳の保持」に資することを目的として規定すること。(災害対策基本法第一条関係)
2. 被災者が、誰一人取り残されることなく生活再建を実現するため、災害対策基本法の理念として、「すべての被災者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、また、支援を受けられること」を規定すること。(災害対策基本法第二条の二関係)
3. 訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助や、介護その他の生活支援を中心に福祉サービスを救助の種類とすること。(災害救助法第四条関係)
4. 都道府県地域防災計画に訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を中心とした被災者支援の実施を規定すること。(災害対策基本法第四十条関係)
5. 市町村地域防災計画に訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を中心とした被災者支援の実施を規定すること。(災害対策基本法第四十二条関係)

## 5. 災害法制における福祉の位置づけ私案

### 民間と連携した被災者支援を基本とする

---

1. 国、地方公共団体及びその他の公共機関並びに民間組織の適切な役割分担及び相互の連携協力を災害対策の基本理念とすること。(災害対策基本法第二条の二 第二項関係)
2. 国、地方公共団体及びその他の公共機関は、災害発生前から民間組織と適切な役割分担を取り決め、災害対応に至るまで連携に努めねばならないことを規定すること。(災害対策基本法第五条の三関係)

## 5. 災害法制における福祉の位置づけ私案

# 社会保障関係法に被災者支援を位置づけ平時から人材育成を行う

1. 災害発生時に、都道府県及び市町村が、社会福祉関係団体、NPO及び士業団体等の参画を得て、訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を実施することを義務化するとともに、社会福祉法に定める包括的な支援体制の整備(第百六条の三)及び重層的支援体制整備事業(第百六条の四)と一体のものとして実施することを規定すること。(災害対策基本法第九十条の五関係)
2. 社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助を規定すること。(社会福祉法第百六条の四関係)
3. 社会福祉法に定める市町村地域福祉計画に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助にかかる事項を規定すること。(社会福祉法第百七条関係)
4. 社会福祉法に定める都道府県地域福祉支援計画に災害対策基本法に定める訪問型を含めた相談支援及び各種支援制度の利用援助にかかる事項を規定すること。(社会福祉法第百八条関係)
5. 災害によって生じた生活困窮者などの相談需要やアウトリーチの増加および介護その他の生活支援サービスの増加に対応するため、生活困窮者自立支援法、介護保険法、障害者総合支援法などの福祉サービスを激甚災害法の補助対象とすること。(激甚災害法第二十六条(新設)関係)

## 6. それ以外の被災者支援の検討課題

### 罹災証明書の位置づけ見直し、住家の被害認定調査民間委任と簡素化、被災者台帳の社会保障関係台帳への事前統合

1. 罹災証明書の区分と被災者生活再建支援法を中心とした各種被災者支援制度を分離し、生活の困窮度・要援護の状況といった社会保障上の基準のなかの一要素として罹災証明書の区分を取り扱い、各種被災者支援制度を社会保障として取り扱うこと。なお、被災者生活再建支援法については、支給金額の合計額を減らしたり救済範囲を縮めたりすることなく受給の条件を見直すこと。(主に被災者生活再建支援法第二条および第三条関係)
2. 専門性を必ずしも有しない自治体職員や応援職員が住家の被害認定調査を実施することで他の業務が手薄になる現状を鑑み、被害認定調査の実施を、建築士や不動産鑑定士などの士業団体や、損害保険会社の連合会などに委任するとともに、資産への被害の観点から、再取得価格ベースで評価を行うこと。(災害対策基本法第九十条の二関係)
3. 現在被災市町村しか作成できない被災者台帳を被災前から作成可能とし、社会保障関係の台帳をベースとして作成すること。(災害対策基本法第九十条の三関係)

## 6. それ以外の被災者支援の検討課題

### 広域避難者が住民サービスを享受できる台帳・法整備、緊急雇用、恒久住宅多様化、経営が必要なインフラの持続可能性

1. 都道府県外や市町村外の広域避難者に対応するため、現在被災市町村しか作成できない被災者台帳を被災前から国および都道府県でも作成可能とすること。(災害対策基本法第九十条の三関係)
2. 原発避難者特例法と同様の被災者関係の法整備を行い、どのような災害にあっても住民票を移すことなく避難先の住民サービスを享受できるようにすること。
3. 能登半島での地域労働市場の縮小を鑑み、例えば東日本大震災における緊急雇用創出事業のような、大規模災害時に迅速に実施可能な、雇用の創出自体を目的とする事業を支援メニュー化すること。
4. 国庫補助率が高い災害公営住宅が人口減少下であっても供給過剰となる現状を鑑み、住宅セーフティネット法における住宅確保要配慮者向け住宅の災害時活用や、民間ストック活用型の公営住宅への補助率の増加など、多様な恒久住宅供給手法を支援メニュー化すること。
5. 上述した災害公営住宅や上下水道など、地方自治体ごとに長期的経営が必要となる復旧事業は、人口維持もしくは増加を前提として設計されていることが多いため、循環型や小規模多機能化など、人口減少下でも自治体財政の健全性を保てる復旧事業をメニュー化し、持続可能性の観点から復旧事業を選択できること。